

第4次東温市食育推進計画

【令和7年度～令和12年度】



東温市
令和7年3月

はじめに

食育とは、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることです。食は命の源であり、食育は市民の皆様が健康で健やかな生活を送るために欠かせないものです。



本市では、食育を推進するため、平成20年度から5年毎に、東温市食育推進計画を策定し、「食と食に関わる人々への感謝と思いやりの心を深め、食べることの大切さを理解し、食を選択する力や健全な食生活を身につける」ことを目標に、取り組んできました。

平成30年度に策定した第3次食育推進計画では、ライフステージに応じて、一人ひとりの取組が食育の推進にむけてステップアップできるよう、普及・啓発に取り組んできました。

その結果、適正体重の維持や、食品の安全性の理解などの健康意識を問う項目について、目標を達成するなどの成果が得られましたが、朝食の欠食や共食回数の減少など多くの課題も残りました。

これらの課題を踏まえ、第4次食育推進計画では、第3次食育推進計画の基本理念である「食で育む 健やかな身体・心・地域・東温市」を継承し、こどもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じた食育の推進に取り組みます。また、食に関わる社会・文化・環境を整備し、食を持続可能なものにしていく取組を進めます。さらに、多様化するライフスタイルに応じて、デジタル技術を活用した取組を進めます。

計画の推進に際しては、市民の皆様や食育に関わる関係者の方々と協働して、相互理解を深めて、取り組んでいきたいと存じますので、計画の推進にご理解とご協力をお願ひいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、東温市食育推進会議委員の皆様方をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係機関の皆様方に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

東温市長 加藤 章

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2

第2章 第3次計画の評価

1 第3次計画の指標の評価.....	3
2 東温市のこれまでの取組.....	7

第3章 食に関する現状と課題

1 社会情勢の変化	13
2 食生活の変化	13
3 健康への影響	15
4 食を取り巻く環境や意識の変化.....	17
5 多様な暮らしに対応する食育への展開.....	18

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	19
2 施策の視点・考慮すべき点.....	19
3 施策体系図	20
4 評価目標の一覧	21

第5章 基本施策の展開

1 基本方針と主な取組	26
-------------------	----

第6章 食育推進計画の推進体制

1 推進体制	37
2 計画の進行管理	38

資料編

1 評価指標	39
2 東温市食育推進会議条例.....	42
3 東温市食育推進会議委員名簿.....	44

I

第1章

計画策定の基本的事項

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「食」は、人間が生きるための根源であり、健康で心豊かな生活を送るために欠かせない要素です。私たちが日々の食事を楽しみながら、健全な食生活を実践し、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

平成 17 年 6 月に食育基本法が制定され、国、県、地方自治体、関係機関等が連携して食育を推進してきました。

本市においても、平成 20 年度に第 1 次東温市食育推進計画を策定し、さらに平成 25 年度には第 2 次東温市食育推進計画を、平成 30 年度には第 3 次東温市食育推進計画（以下「第 3 次計画」という。）を策定しました。なお、第 3 次計画においては県の計画が令和 5 年度まで延長されたことに伴い、計画期間を 1 年延長し取り組んできました。

しかし、高齢化が進む中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は依然として重要な課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の必要性は増しています。また、人口減少や少子高齢化、世帯構造の変化に伴い、健全な食生活を実践することが困難な状況も増えてきました。

さらに、地域の伝統的な食文化の喪失や食料自給率の低下、食品ロスの問題や、自然災害による農作物の被害等も深刻になっています。

このような状況の中、引き続き食育を推進するため「第 4 次東温市食育推進計画（以下「第 4 次計画」という。）」を策定します。

第 4 次計画においては、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進と、持続可能な食を支える食育の推進に取り組むとともに、多様な関係機関がデジタル技術を活用し、連携・協働することにより食育の推進を進めていきます。

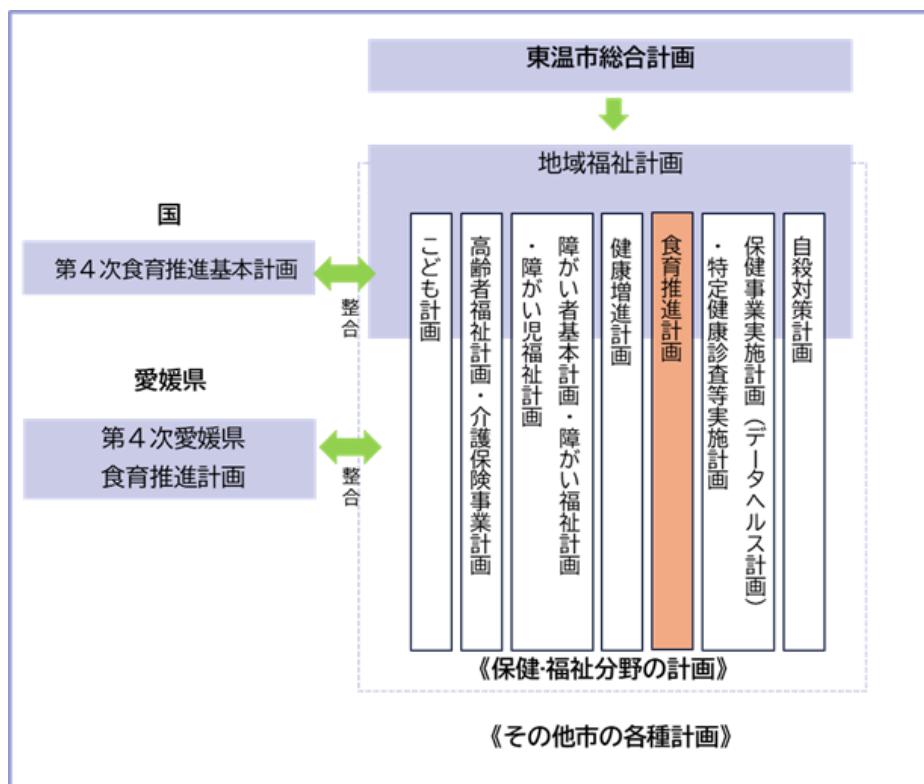
2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

本計画は食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として、食育推進に関する基本的な考え方を明らかにし、家庭や地域、保育・教育施設や行政が、それぞれの役割に応じて連携を図り、食育の取組を総合的・一体的に進めるため策定します。

(2) 計画の位置付け

東温市では、総合計画及び地域福祉計画との整合性を保ち、本計画を策定します。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
計画策定										



2

第2章

第3次計画の評価

第2章 第3次計画の評価

1 第3次計画の指標の評価

(1) 食育に関するアンケート調査

第3次計画の目標指標を評価するために、市民を対象にした「食育と健康づくりに関するアンケート」、児童・生徒には「食育と生活習慣についてのアンケート」を下記のとおり実施しました。

対象者	調査期間	回収数（率）
市民（16歳～84歳）2,000名を無作為抽出	令和5年10月6日～同年10月20日	782件（39.1%）
中学校1・2年生（525名）、小学校4・5年生（572名）及び4・5歳児（251名）の合計1,348名	令和5年7月4日～同年7月20日	1,250件（92.7%）

これらの結果から、第3次計画の目標指標について評価を行いました。

(2) 評価方法

第3次計画においては、24項目の目標指標を定め、その達成を目指して関係者が連携・協働して食育の推進に取り組んできました。計画策定時の値と現状値を統計的検定等により比較し、右記の5段階で評価を行いました。

評価区分	項目数
A 目標値に達した	5（20.8%）
B 目標値に達していないが改善傾向にある	2（8.3%）
C 変わらない	10（41.7%）
D 悪化している	7（29.2%）
E 評価困難	-

(3) 成果と課題

第3次計画の目標指標について達成状況を評価した結果、成果としては、市民の健康意識を問う項目において、適正体重の維持や食品の安全性の理解の項目が目標を達成することができました。また、学校給食における地場産物（県内産物又は市内産物）の使用割合については、目標を上回る達成率で、「地産地消の学校給食」を推進することができました。

半面、課題としては、朝食の欠食、緑黄色野菜の摂取回数の減少、共食の平均回数の減少及び高齢女性の低栄養傾向の増加といった課題が分かりました。

(4) 第3次計画の指標の評価一覧

目標指標	計画策定時の値	目標値 (令和6年)	現状値	評価
朝食を毎日食べる市民の割合	88.7% (20歳～79歳)	90%以上	84.0%	D
	93.3% (小学5年生)	100%	96.1%	C
	91.9% (中学2年生)	100%	88.9%	C
緑黄色野菜を毎日食べる人の割合	54.9% (20歳～79歳の男性)	60%以上	46.9%	D
	64.2% (20歳～79歳の女性)	70%以上	60.6%	C
	68.5% (小学生4・5年生)	80%以上	78.6%	B
	80.8% (中学生1・2年生)	85%以上	85.9%	A
「食事バランスガイド」等、食生活上の指針を参考に食生活を送っている市民の割合	45.0% (20歳～79歳)	70%以上	31.8%	D
バランスのとれた食事（主食+主菜+副菜）をしている人の割合	65.8% (20歳～79歳の男性)	70%以上	63.2%	C
	63.8% (20歳～79歳の女性)	80%以上	72.4%	B
共食の回数（小学4・5年生）	12.9回（朝食6.1回、夕食6.8回）	14回	12.8回 (朝食6.0回、夕食6.8回)	C
共食の回数（中学1・2年生）	11.3回（朝食4.9回、夕食6.4回）	12回以上	10.9回 (朝食4.6回、夕食6.3回)	D
共食の回数（20歳～79歳）	11.2回（朝食5.2回、夕食6.0回）	12回以上	9.3回 (朝食3.8回、夕食5.5回)	D
学校等における給食で地場産物を使用する割合 【県内産品】	63.1% (食材ベース)	60%以上を維持	99.7%	A
学校等における給食で地場産物を使用する割合 【（再）市内産品】	35.2% (食材ベース)	30%以上	66.6%	A
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している市民の割合	45.7% (20歳～79歳)	50%以上	47.4%	C
適正体重の維持に気を付けている市民の割合	54.3% (20歳～79歳)	50%以上	67.4%	A
低栄養傾向の高齢者の割合 (75歳以上)	29.3% (男性)	減らす	29.6%	C
	35.5% (女性)	減らす	45.2%	D
東温市産の農産物をよく使う市民の割合	63.3% (20歳～79歳)	70%以上	57.5%	D
伝統料理・郷土料理を知っている市民の割合	71.3% (20歳～79歳)	70%以上	73.3%	C
食育に関心を持っている市民の割合	74.4% (20歳～79歳)	90%以上	72.5%	C
食品の安全性に関する基礎的な知識を持つている市民の割合	55.2%以上 (20歳～79歳)	60%以上	68.3%	A
食育推進に係るボランティアの数	123人	200人以上	122人	C

(5) 第3次計画の指標の課題抽出

目標指標に沿って、それぞれの課題を整理しました。

課題1

朝食を毎日食べる市民の割合

20～79歳の割合が目標値90%以上に対し84%で減少しており、働く世代の生活習慣が不規則化している可能性があります。また、中学2年生は88.9%で目標値に届いておらず、成長期における朝食の重要性が十分に伝わっていないことが伺えます。そのため、中学生以上を対象とした朝食の重要性を啓発する取組や保護者向けの周知活動を促進していく必要があります。

課題2

緑黄色野菜を毎日食べる人の割合

20～79歳男性の評価が低く、野菜摂取が男性にとって課題となっており、野菜の調理や摂り方の知識不足が懸念されます。女性は、男性に比べると高いが、目標値には届いてない状況です。野菜摂取を促進するレシピの共有や、男性向けの料理提案の情報発信が必要です。

課題3

食事バランスガイド等を参考にした食生活

バランスガイドの認知度が低く、実践に結びついていない可能性が考えられます。バランスガイドを活用した具体的な食生活モデルを提供し、市民が日常に取り入れやすい形で啓発活動をしていく必要があります。

課題4

バランスのとれた食事の割合

男性が目標値に届いておらず、食事バランスの意識が低い可能性があります。女性は比較的高いです。バランスのとれた食事の重要性について、周知・啓発活動を強化し、特に男性をターゲットにした取組を検討する必要があります。

課題5

共食の回数

20～79歳の共食回数が大幅に低く、これは核家族化や共働き家庭の増加が要因であることが考えられます。中学生や小学生も低迷していますが、家庭での食事時間の確保が課題です。

課題6・7

学校給食での地場産物の使用割合

現状値では、目標値を達成していますが、今後の供給の安定化が課題です。

地場産業との連携強化や、児童への地場産物に関する教育を強化していく必要があります。

課題8

メタボリックシンドロームの予防・改善

全国的に継続的な運動や食事習慣の定着が課題となっていますが、健康診断結果を活用した個別アドバイスなどの健康プログラムを実施していく必要があります。

課題9

適正体重の維持

今後も適正体重を維持するための長期的な取組が必要であり、健康を維持する健全な食生活モデルの普及が必要です。

課題10

低栄養傾向の高齢者

高齢者向けの栄養指導や調理支援などの強化が必要です。

課題11

東温市産の農産物の利用

利用率が低く、地場産物の利便性や魅力などの情報が不足していることが考えられます。地場産物PRキャンペーンや直売所の利用促進を検討していく必要があります。

課題12

伝統・郷土料理の認知

市民の認知度は高いものの、実際に家庭で作られている機会が限られている可能性があります。また伝統料理を学ぶワークショップやイベントの実施などを検討していく必要があります。

課題13

食育への関心

食育への関心が目標値と比べ低く、市民の共通認識の底上げをしていく必要があります。食育活動を通じて実践的な学びの場を増やすことを検討していく必要があります。

課題14

食品の安全性に関する知識

食品の安全性に関する知識は比較的高いが、実際に行動に移すための支援が課題です。市民が実践できる具体例や情報を発信していく必要があります。

課題15

食育推進に係るボランティアの数

ボランティア活動の負担感や活動内容の理解不足が考えられます。ボランティア支援制度の充実や活動の可視化を通じ、新規募集をしていく必要があります。

2 東温市のこれまでの取組

第3次計画では、ライフステージに応じた食育を推進するために、5つの基本施策に基づき事業を実施してきました。

(1) 家庭における食育の推進

子どもの頃からの健全な食生活と生活リズムの形成は、生涯を通じた健康づくりにつながるため、日頃からバランスのとれた食習慣を実践し、食への感謝の心の醸成とマナーの習得を目指して、家庭や関係機関、行政が連携しながら進めてきました。

■事業の実施状況、取組目標と評価

取組目標	主な取組内容
健全な食生活と生活リズムの形成を目指す。	<ul style="list-style-type: none">・早寝早起き朝ごはん運動 <p style="text-align: center;">評価</p> <p>新型コロナ感染症の影響で計画どおりに実施できない時期もあったが概ね順調に取り組めた。</p> 
バランスのとれた食習慣を実践する。	<ul style="list-style-type: none">・母子保健事業での食に関する相談指導 <p style="text-align: center;">評価</p> <p>妊娠期から幼児期の健診等の機会を活用し、食事バランスについて個別に相談・指導を行った。</p>
食への感謝の心の醸成とマナーを学習する機会を設ける。	<ul style="list-style-type: none">・給食参観の実施による食に関する学びの充実 <p style="text-align: center;">評価</p> <p>こどもと保護者を対象に給食参観を実施し、食の楽しみや食材に関する知識、関心を促した。</p> 

栄養士の取組ブログ

人の体は、その人が食べている物で作られます。骨や筋肉だけでなく脳や神経も食べた物を材料にして日々作り変えられており、心身の健康を保つためには食べることがとても大切です。また、家族や友人と楽しく食事をすることは、食べる意欲や興味を高め、心豊かな生活を送ることにつながります。

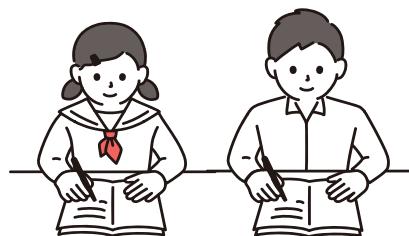
日々の食事を大切にし、体にも心にもよい食事を楽しく食べる人が増えるよう、一人ひとり気をつけましょう。また、関係機関が連携し、様々な形の食育を推進していきましょう。

(2) 保育所・幼稚園、学校における食育の推進

保育所、幼稚園、学校で食育に取り組むことは、子どもに食の知識や技術を教え、体験させるだけではなく家庭の食を見直すきっかけとなるため、家庭や地域、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどと連携して食育に取り組みました。

■事業の実施状況、取組目標と評価

取組目標	主な取組内容
食育を通じて、幼児・児童・生徒の健康づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none">・小中学校における歯科保健指導・しっかり噛む食習慣と歯磨きの実践（歯みがき集会） <p style="text-align: center;">評価</p> <p>しっかり噛める歯と口腔を育てるために「歯と口の健康週間」に合わせて啓発活動を行った。</p>
給食を活用した食育を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・学校給食の充実と食育の推進・安全・安心な学校給食の推進 <p style="text-align: center;">評価</p> <p>給食を食育の「生きた教材」として活用するほか、地場産品を活用したスクールランチコンテストを実施し、学校給食に取り入れた。</p>
家庭や地域と連携した食育を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・学校・家庭・地域と連携した食育の推進・小児生活習慣病予防に関する親子相談 <p style="text-align: center;">評価</p> <p>生産者の協力により、市内の中学校において、植付、栽培及び収穫体験を実施し、食への感謝の気持ちの醸成を図った。</p> <p>小児生活習慣予防健診を実施し、該当者に対し親子相談を行い、生活習慣の改善に関する指導を行った。</p>



(3) 地域における食育の推進

健康寿命の延伸や地産地消など、食育に関する取組を推進するためには、各種団体と連携した地域の取組も必要です。生産・流通関係者などと連携しながら食育を進めてきました。

■事業の実施状況、取組目標と評価

取組目標	主な取組内容
食育を通じて、生活習慣病予防に取り組む。	<p>・生活習慣病予防の取組</p> <p style="text-align: center;">評価</p> <p>生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防・重症化予防に向けて、医療機関と連携した栄養指導、保健指導を行った。</p>
高齢者への食育に取り組む。	<p>・高齢者への食育の推進</p> <p style="text-align: center;">評価</p> <p>高齢者のフレイル予防、低栄養予防を目的に質問票等を活用した栄養相談や栄養指導を行った。</p>
20歳代・30歳代への食育に取り組む。 地元企業と連携し地産地消や食育の推進に取り組む。	<p>・地元企業と連携した地産地消の推進</p> <p style="text-align: center;">評価</p> <p>地元企業と連携し、地元野菜の冷凍加工、高温高圧加工等に取り組み、通年で安定した地産地消を進めることができた。</p>
食を通じたふれあい・交流の場をつくる。	<p>・各種教室の実施</p> <p style="text-align: center;">評価</p> <p>世代を超えて、食を通じた交流ができるよう、児童館で野菜の栽培・収穫及び調理イベントを開催し、親子で調理するきっかけづくり等を行った。</p>
食育と福祉活動の連携を強める。	<p>・ふれあい給食サービス ・とうおん♡ふれあい食堂 ・フードドライブ事業</p> <p style="text-align: center;">評価</p> <p>ふれあい給食やふれあい食堂を実施した。フードロスや貧困対策の一環としてフードドライブ事業を行った。</p>

(4) 地産地消と食文化の継承

生産者と消費者の交流を促進し、東温市産の食材の理解と地産地消、また主食、主菜、副菜を揃える日本型食生活を進めてきました。

■事業の実施状況、取組目標と評価

取組目標	主な取組内容
地産地消への理解を促進し実践する。	<ul style="list-style-type: none">・各種講座における食育の推進・学校給食への東温市産食材の安定供給の強化・東温市産農産物を使ったメニュー開発及びPR活動・フードマイレージ授業の開催
評価	
東温市産食材を使ったメニューの開発・販売や学校給食へ東温市産食材の提供、環境負荷の違いを学ぶため、フードマイレージ授業を行い、地産地消への理解を深めた。	
取組目標	主な取組内容
農林業体験等を通じて食への理解を浸透する。	<ul style="list-style-type: none">・自分たちで育てた野菜での料理づくり
評価	
自分たちで育てた野菜の収穫・調理を行い、食することで食に関する理解を深めた。	



(5) 食育推進に向けた環境整備

市民それぞれの特性や関心に合わせた食育を推進するために、地域住民と行政、保健、医療関係者、生産・流通関係者などが連携して取り組みました。

■事業の実施状況、取組目標と評価

取組目標	主な取組内容
食育に関する意識を醸成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・3010運動に対する意識を醸成します。 ・J-クレジットの活用
	評価
食を大切にする心を育み、環境に配慮する。	3010運動を推進し、食品ロスの削減を図った。J-クレジットを販売し、環境教育と食育を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等購入補助 ・食品ごみ減量アイデアの募集 ・市管理施設の食品リサイクル循環事業
食の安全・安心について情報提供する。	評価
	食品ごみ減量アイデアの募集や生ごみ処理容器等購入補助、食品リサイクル循環事業を行い、食品ごみの削減に取り組んだ。
取組目標	主な取組内容
食育推進を担うボランティア等の人材を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の周知
	評価
	食に関して適切な判断ができるよう有機JAS認証やえひめエコファーマー等の制度について情報提供を行った。
取組目標	主な取組内容
食育推進を担うボランティア等の人材を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食育ボランティアの育成と活動支援
	評価
	食育を担うボランティア（食生活改善推進員、生活研究協議会など）の活動を支援した。

いのとんコラム



食育コラム 食育と防災

災害はいつ起こるかわかりません。普段からの「食品の家庭備蓄」が大切です。

普段から食品を少し多めに買い置きして、賞味期限を考えて古いものから消費し、使った分だけ買い足すローリングストックを行いましょう。





3

第3章

食に関する現状と課題

第3章 食に関する現状と課題

1 社会情勢の変化

人口減少、少子高齢化が進む中、単身世帯や核家族が増加し、ライフスタイルや働き方の多様化が進み、食習慣にも変化が生じています。

単身世帯や共働きの核家族では、食事の時間を十分確保することができず、朝食の欠食や栄養バランスに配慮した食生活の実践が困難な世帯もあると考えられ、中食やデリバリーの利用も増えています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、市民の生活だけではなく、行動、意識、価値観にまで影響し、こうした中、食育がより多くの市民の主体的な運動となるようICT(情報通信技術)等の積極的な活用が求められています。

食の供給面からみると、農林漁業者や農山漁村人口の高齢化・減少、異常気象に伴う食料生産の不安定さから食料の多くを輸入に頼っている反面、その多くを廃棄しており、真摯に取り組むべき課題と言えます。

2 食生活の変化

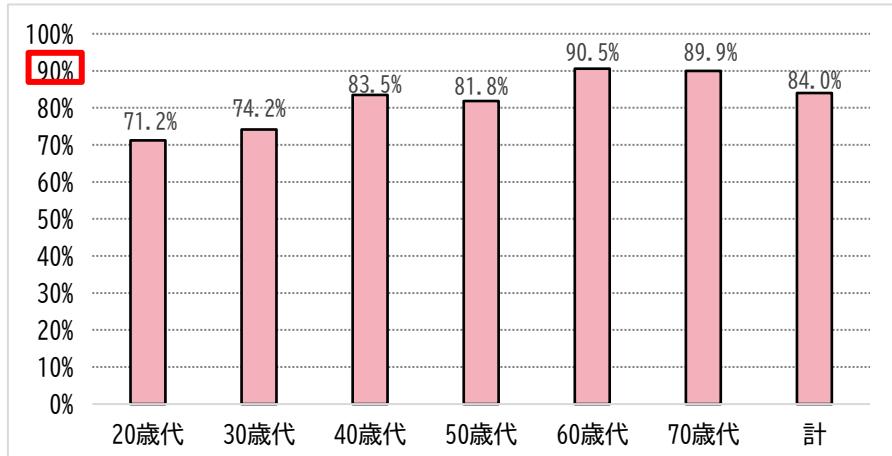
20歳代・30歳代の朝食の欠食や緑黄色野菜の摂取不足、栄養バランスの偏りなどの課題が生じています。

(1) 朝食を毎日食べる市民の割合

成人では、朝食を毎日食べると答えた人は84%でしたが、20歳代・30歳代では、3人に1人は朝食を食べていない日があることが分かりました。

引き続き、栄養バランスのとれた健全な食生活を推進するため、特に、20歳代・30歳代に配慮し、朝食を毎日必ず食べるよう働きかけが必要です。

■ 「毎日食べる」と「ほとんど毎日食べる」と答えた人の割合

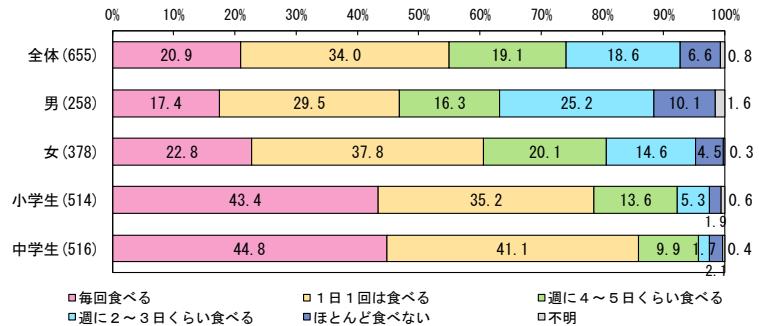


資料：令和5年度 食育と健康づくりに関するアンケート

(2) 緑黄色野菜を毎日食べている人の割合

緑黄色野菜を1日1回以上食べている人は、54.9%でしたが、性別で見ると男性が2人に1人、女性が3人に1人は、緑黄色野菜を1日1回も食べていないことが分かりました。引き続き、緑黄色野菜の摂取を増やすよう働きかけが必要です。

■ 「毎日食べる」と「1日1回は食べる」と答えた人の割合

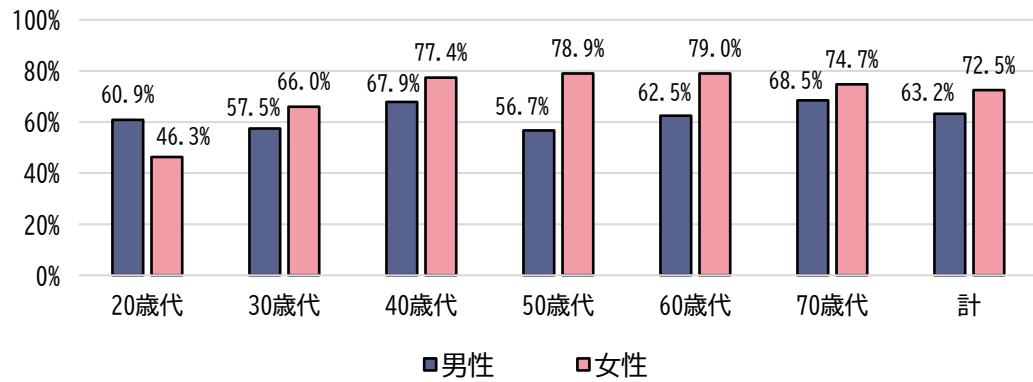


資料：令和5年度 食育と健康づくりに関するアンケート

(3) バランスのとれた食事（主食・主菜・副菜）をしている人の割合

バランスのよい食事を1日1回とれている人は69.2%でしたが、性・年齢別で見ると、男性の方が食事のバランスに偏りが見られました。また、20歳代・30歳代の世代においても同様に食事のバランスに偏りがあることが分かりました。特に20歳代の女性が他の年代に比べ顕著になっています。引き続き、バランスの取れた食事を摂れるよう働きかけが必要です。

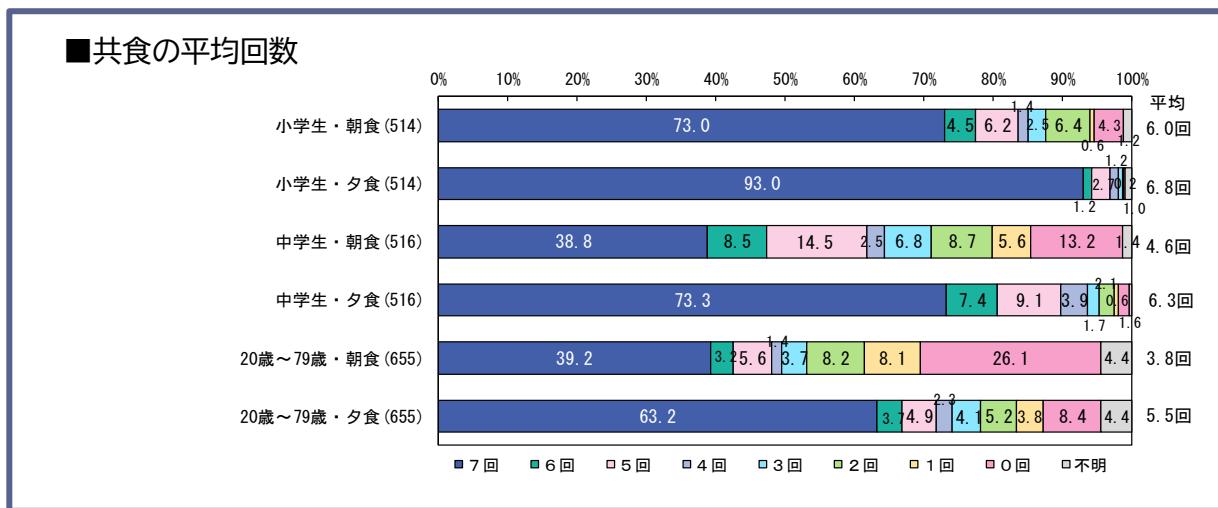
■ 「1日1回以上食べる」と答えた人の割合



資料：令和5年度 食育と健康づくりに関するアンケート

(4) 共食の回数

同居家族のいる方について、朝食と夕食（週14回）のうち、誰かと一緒に食事をとった回数は平均9.3回で、国は令和7年度までに週11回以上を目指しており、本市においても共食の回数を増やすことが課題であることが分かりました。



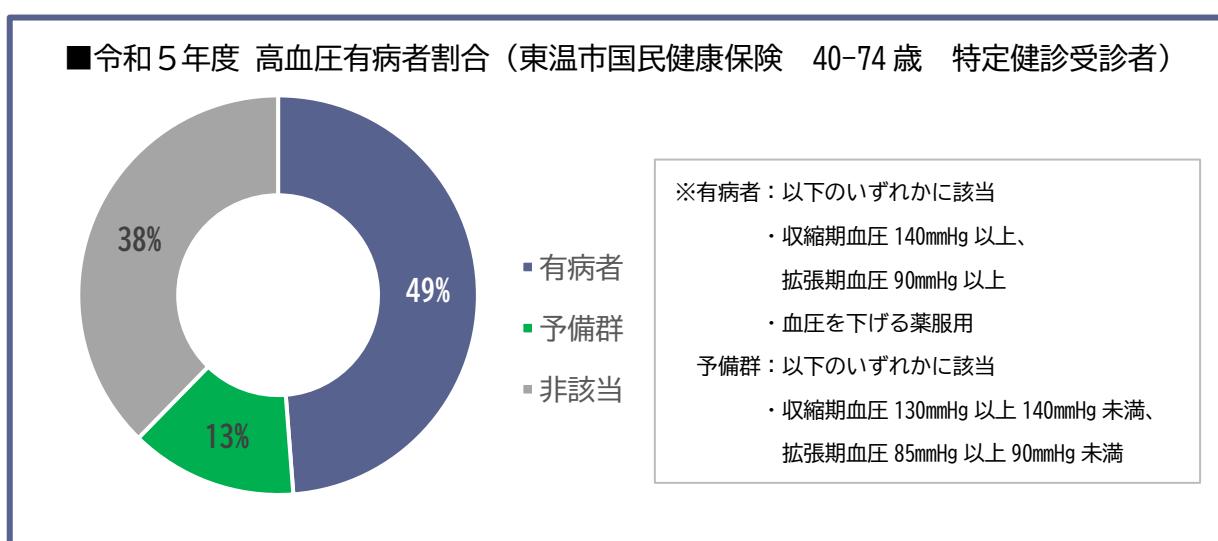
資料：令和5年度 食育と健康づくりに関するアンケート

3 健康への影響

偏った食生活、運動不足などが続くと生活習慣病の発症リスクが高まります。若い頃から健康的な生活習慣を身に付けることが必要です。

(1) 高血圧有病者の割合

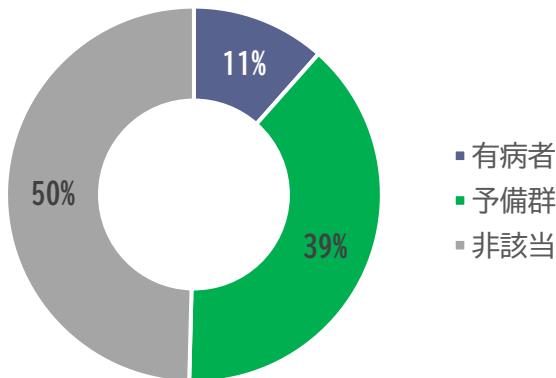
本市では、高血圧の有病者の割合が高く、2人に1人は高血圧の有病者です。予備群を含め6割の方で血圧が高い状況です。



(2) 糖尿病有病者の割合

糖尿病の有病者と予備群を合わせると、2人に1人が糖尿病の有病者・予備群に該当します。そのため、糖尿病の発症予防・重症化予防の取組が必要です。

■令和5年度 糖尿病有病者の割合（東温市国民健康保険 40～74歳 特定健診受診者）

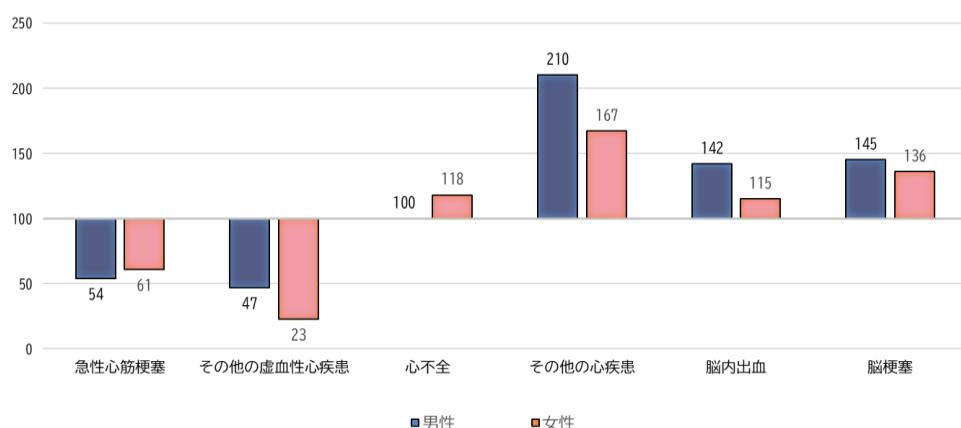


※有病者：以下のいずれかに該当
・HbA1c 6.5%以上
・血糖値を下げる薬服用
予備群：HbA1c 5.6%以上 6.4%未満

(3) 死因別標準化死亡比 (SMR)

標準化死亡比 (SMR) で見た場合、その他の心疾患、脳内出血、脳梗塞が全国に比べると高く、これらの疾患の重症化を予防するためにも高血圧予防の取組が重要です。

■平成30年～令和4年 東温市の男女別 死因別標準化死亡比 (SMR)



資料：国立保健医療科学院

※標準化死亡比 (SMR) とは、基準死亡比を対象区域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数を比較するもので、全国を 100 として東温市の主な死因別に示したものです。



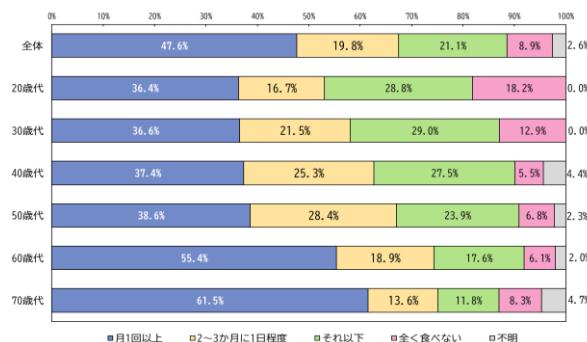
4 食を取り巻く環境や意識の変化

食生活の多様化等により、郷土料理や伝統料理を食べる機会が減少し、地域や家庭で受け継がれてきた料理やマナー等を次世代に伝承することが困難になっています。

(1) 郷土料理や伝統料理を食べている人の割合

郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人は47.6%で、2人に1人は、月に1回も食べていないことが分かりました。年代別に見ると、40歳代までの世代では3割程度と低く、地域で受け継がれてきた料理や作法を次世代に受け継いでいくことが難しくなっています。

■郷土料理や伝統料理を月に1回以上食べている人の割合

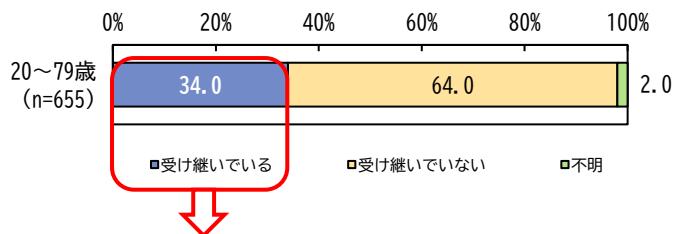


資料：食育と健康づくりに関するアンケート

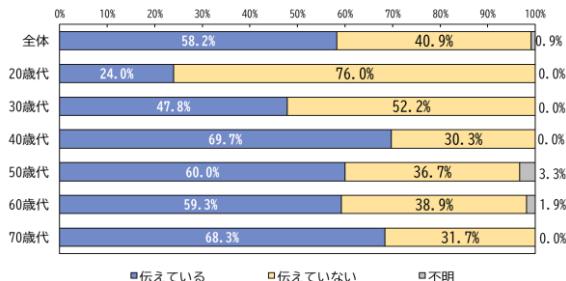
(2) 郷土料理、伝統料理、食べ方、マナーなどを上の世代から受け継ぎ、次世代へ伝える人の割合

郷土料理、伝統料理、食べ方、マナーなどを上の世代から受け継いでいる人の割合は、34%でした。この内、次世代へ伝えている人は、全体で約6割でした。ライフスタイルや利便性を求める現代の食習慣が、伝統料理を学び、日常的に食べることを困難にしていると思われ、次世代への伝承が一層難しくなっている現状が伺えます。

■郷土料理・伝統料理、食べ方・マナーなどを上の世代から受け継いでいる人の割合



■郷土料理・伝統料理、食べ方・マナーなどを受け継いでいる人の内、次世代に対し伝えている人



資料：食育と健康づくりに関するアンケート

5 多様な暮らしに対応する食育への展開

食におけるSDGsの目標「つくる責任・つかう責任」を果たすことができるよう行動変容が求められており、地産地消の推進や食品ロスへの取組が重要です。

また、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットを有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化への対応が求められています。



4

第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「食育」が目指す姿は、「食」に関する知識を学ぶだけではなく、健全な食生活と生活リズムの実践とともに、本市の気候風土に愛着を持ち、「食」を通じたコミュニケーションを図ることにより豊かな人間関係を築く「こころ」を育てることです。

本計画では、食を取り巻く現状から見えてきた課題や、第3次計画の評価を踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたって健全で豊かな生活を送ることができるよう、第3次計画の基本理念を踏襲し取り組んでいきます。

食で育む 健やかな身体・心・地域・東温市

2 施策の視点・考慮すべき点

(1) 市民のライフステージに応じた食育の推進

高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸は喫緊の課題であり、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊娠期や乳幼児期から、高齢期まで切れ目のない、生涯を通じた食育の推進が必要です。

家庭、学校・保育所・幼稚園、職場、地域等において関係団体と連携し、健全で充実した食生活を実践できるよう、ライフステージに応じた取組を推進します。

(2) 食に関わる社会・環境・文化の整備

市民が健全な食生活を送るためにには、その基盤として食に関わる社会・環境・文化を整備し、SDGsの観点からも、食を持続可能なものにしていく取組が重要と言えます。

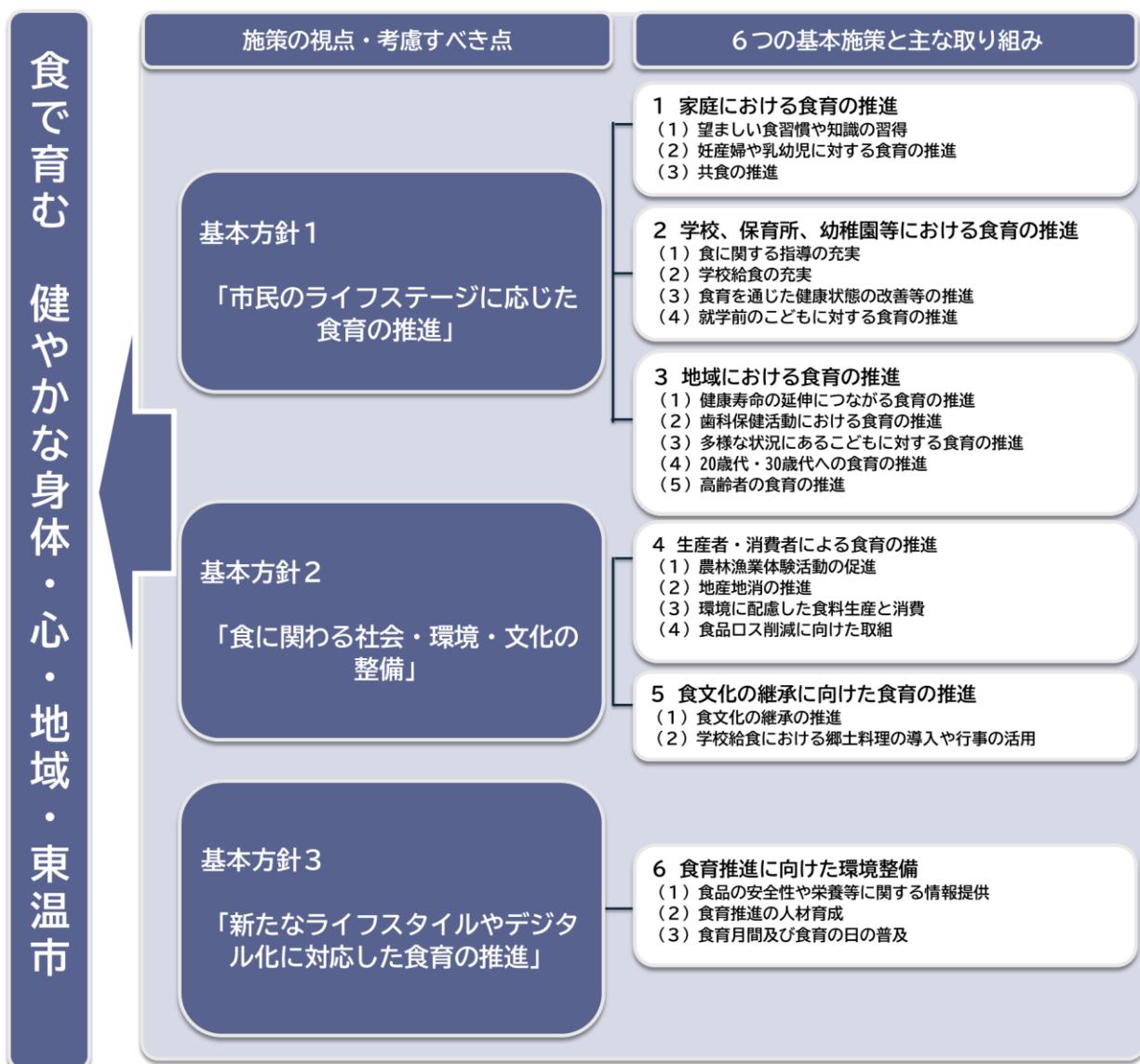
農林水産業等の生産者への理解、環境に配慮した消費の普及、地域の食材や食文化の継承などの取組を通じて、市民と一緒に食に関わる環境を整備し、持続可能な食育の実現を目指し実践できるような取組を推進します。

(3) 新たなライフスタイルやデジタル化に対応した食育の推進

近年は、世帯構造や社会環境が変化し、ライフスタイルが多様化したことでの健全な食生活を実践していくことが困難になっています。

現在の多様化したライフスタイルに対応するため、無理なく自然に健康になれる食習慣の提案やデジタルツールなどを活用した取組を推進します。

3 施策体系図



4 評価指標の一覧

食育の推進に当たり、施策の成果を測るため、評価指標を設定しました。

項目及び目標値は、国・県の食育推進計画に掲げる目標値と、市民意識調査結果等を元に設定し、基本方針によって分類しました。

＜現状値の根拠データは、以下のとおり＞

■令和5年度市民アンケート「食育と健康づくりに関するアンケート」の調査結果（20歳から84歳）及び小学4・5年生アンケート「食育と生活習慣についてのアンケート」の調査結果

■令和5年度東温市教育委員会調査結果

（1）基本方針1：市民のライフステージに応じた食育の推進の指標

指標	基本方針1：市民のライフステージに応じた食育の推進	現状値（R5）	目標値（R12）
N0	目標指標		
1	食育に関心を持っている市民の割合	73.0%	90.0%
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	10.3回（朝食4.3回、夕食6.0回）	週11回以上
3	朝食を毎日食べる市民の割合 (小学生)	94.4%	100%
	(20～39歳)	73.0%	85.0%
4	よく噛んで食べる市民の割合	67.0%	75.0%
5	バランスのとれた食事（主食+主菜+副菜）をしている市民の割合 (20～39歳)	69.8%	75.0%
		59.1%	65.0%
6	生活習慣病予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩に気を付けた食生活を実践する市民の割合	69.1%	75.0%

出典：指標3の（小学生）は、小学4・5年生アンケート「食育と生活習慣についてのアンケート」

指標1から6は、市民アンケート「食と健康づくりに関するアンケート」

指標1

食育に関心を持っている市民の割合の増加

食育が市民運動として展開し、成果を挙げるためには市民一人ひとりが関心を持つことが重要です。そのため、食育の周知・啓発を継続し関心のある人の増加を目指します。

指標2

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え学習する機会にもなるため、引き続き共食の回数の増加を目指します。

指標3

朝食を毎日食べる市民の割合の増加

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から重要であるため、引き続き、子どもの朝食欠食をなくすことを目指します。

また、次世代に食育をつなぐ大切な手でもある20歳代・30歳代は、他の年代に比べ朝食の摂取率が低かったため、朝食を食べる人の増加を目指します。

指標4

よく噛んで食べる市民の割合の増加

健やかで豊かな生活を送るには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要です。健康寿命の延伸のためにも噛む回数や食べる速さに着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させた食育が重要であることから、ゆっくりよく噛んで食べる人の増加を目指します。

指標5

バランスのとれた食事（主食・主菜・副菜）をしている市民の割合の増加

生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、一人ひとりが主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を習慣的に摂ることが必要です。

引き続き、バランスのとれた食事をしている市民の増加を目指すとともに、特に20歳代・30歳代に着目してバランスのとれた食事をしている人の増加を目指します。

指標6

生活習慣病予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩に気を付けた食生活を実践する市民の割合の増加

生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。第3次計画では、メタボリックシンドロームに着目し、適正体重の維持や減塩に気を付けた食生活の実践を目指した結果、適正体重の維持に気を付けている市民は増加したものの、実践できた人の割合に変化は見られませんでした。

引き続き、生活習慣病の予防や改善のために適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践する市民の増加を目指します。

(2) 基本方針2：食に関わる社会・環境・文化の整備の指標

指標	基本方針2：食に関わる社会・環境・文化の整備	現状値 (R5)	目標値 (R12)
NO	目標指標		
7	学校給食における地場産物・国内産物を使用する割合の増加 (金額ベース) 市内産物	34.9%	35.0%
	県内産物	65.0%	70.0%
8	栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の維持	11.4回	12回以上
9	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民の割合	64.2%	80.0%
10	東温市産の農産物をよく使う市民の割合	59.2%	70.0%
11	環境に配慮した農水産物・食品を選ぶ市民の割合	55.8%	70.0%
12	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承し、次世代へ伝えている市民の割合	20.8%	30.0%
13	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている市民の割合	49.1%	55.0%

出典：指標7は、地場産物活用状況調査（東温市教育委員会）

指標8は、食に関する指導の実施状況調査（東温市教育委員会）

指標9から13は、市民アンケート「食と健康づくりに関するアンケート」

指標7

学校給食における地場産物を使用する割合の増加（金額ベース）

学校給食における地場産物の使用は、地産地消の有効な手段であり、地場産物の消費による食材の輸送に伴う環境負荷の低減や地域の活性化は、持続可能な食の実現につながります。引き続き、学校給食において地場産物の使用する割合の増加を目指します。

指標8

栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の維持

学校給食に地場産物を使用し、食に関する「生きた教材」として活用することは、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関わる感謝の気持ちを育む上で重要です。

子どもたちへの教育的な観点から、栄養教諭による地場産物に係る食に関する取組回数を維持することを目指します。

指標9

産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民の割合の増加

地元で生産される農林水産物や食品を選ぶ際に、産地や生産者を意識することは、地域経済の活性化や持続可能な食文化の推進に寄与し、消費者としての責任感や食への理解が深まります。このため、「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民の割合」を指標とし、意識向上を目指します。

指標10

東温市産の農産物をよく使う市民の割合の増加

農林漁業者や農山漁村人口の高齢化や減少、耕地面積の減少という現状から、できるだけ多くの市民が農林漁業の役割を理解し、自らの課題としてその将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが必要です。

このため、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民の増加を目指すとともに、引き続き、東温市産の農産物を利用する市民の増加を目指します。

指標11

環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の割合の増加

食料の生産から消費等に至る食の循環において、地球の資源量や環境に配慮しない生産や消費は環境に負荷が生じます。市民の食生活は自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境の負荷を減らし、持続可能な食料システムの構築につながります。このため、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の増加を目指します。

指標12

地域や家族で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承し、次世代へ伝えている市民の割合の増加

本市では、豊かな自然環境から生まれ、行事や作法と結びついた伝統料理や郷土料理があります。しかし、近年の核家族化や食の多様化によって、その特色が徐々に失われつつあります。伝統料理や地域の食材を活かした郷土料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味などを継承し、子や孫へ伝えている市民の増加を目指します。

指標13

郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている市民の割合の増加

地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で食べることにより、将来にわたり料理や味を着実に子や孫に伝えることが重要です。郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている市民の増加を目指します。

(3) 基本方針3：新たなライフスタイルやデジタル化に対応した食育の推進の指標

指標	基本方針3：新たなライフスタイルやデジタル化に対応した 食育の推進	現状値（R5）	目標値（R12）
	NO	目標指標	
14	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	69.9%	80.0%
15	地域で共食したいと思う人が共食する割合	72.3%	75.0%
16	食育推進に係るボランティアの数（R6.4.1時点）	122人	増やす

出典：指標14、15は、市民アンケート「食と健康づくりに関するアンケート」

指標16は、食育推進計画等に関する調査（愛媛県）

指標14

食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加

食品の選び方や適切な調理・保管の方法について基礎的な知識を持ち、それを踏まえて行動していくことが重要です。引き続き、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の増加を目指します。

指標15

地域で共食したいと思う人が共食する割合の増加

家庭環境の多様化により、家族との共食が難しい人も増えていますが、共食により食を通じたコミュニケーションを図りたい人にとっては地域や職場等を通じて様々な人と共に食事をする機会を持つことは重要です。

地域や職場等で共食したいと思う人が共食する割合の増加を目指します。

指標16

食育推進に係るボランティアの数

食育を推進していくため、食生活改善に関わるボランティアの役割が重要です。引き続き、食育推進に係るボランティアの人数の増加を目指します。

現状値は把握していないが、食育推進のために今後調査

	目標指標	現状値	目標値
1	野菜を毎日食べる市民の割合	-	80%
2	果物を毎日食べる市民の割合	-	65%
3	食品ロス削減に積極的に取り組む市民の割合	-	70%

指標1

野菜を毎日食べる市民の割合

栄養バランスに配慮した食生活を実践するため、野菜を毎日食べることが重要です。第3次計画では、「緑黄色野菜」に着目していましたが、そもそも「野菜」の摂取量が少ないことが課題であることから、第4次計画では「野菜」の摂取の増加を目指します。

参考値：市民アンケート「食と健康づくりに関するアンケート」緑黄色野菜を毎日食べる市民の割合：55.6%

指標2

果物を毎日食べる市民の割合

果物は、各種ビタミンを始め、ミネラル及び食物繊維の重要な摂取源です。生活習慣病の予防及び健康増進のため、適量の果物を毎日食べることを目指します。

参考値：厚生労働省国民健康・栄養調査（令和元年度）

果物の摂取量区分割合0g（食べないと答えた人の割合）：41.4%

指標3

食品ロス削減に積極的に取り組む市民の割合

食品ロス削減のためには、市民一人ひとりが食品ロスの現状や削減の必要性について理解し、主体的に取り組むことが重要です。食品ロス削減に積極的に取り組む市民の増加を目指します。

参考値：愛媛県政課題調査（令和2年度）：食品ロス削減に積極的に取り組む県民の割合：45.0%



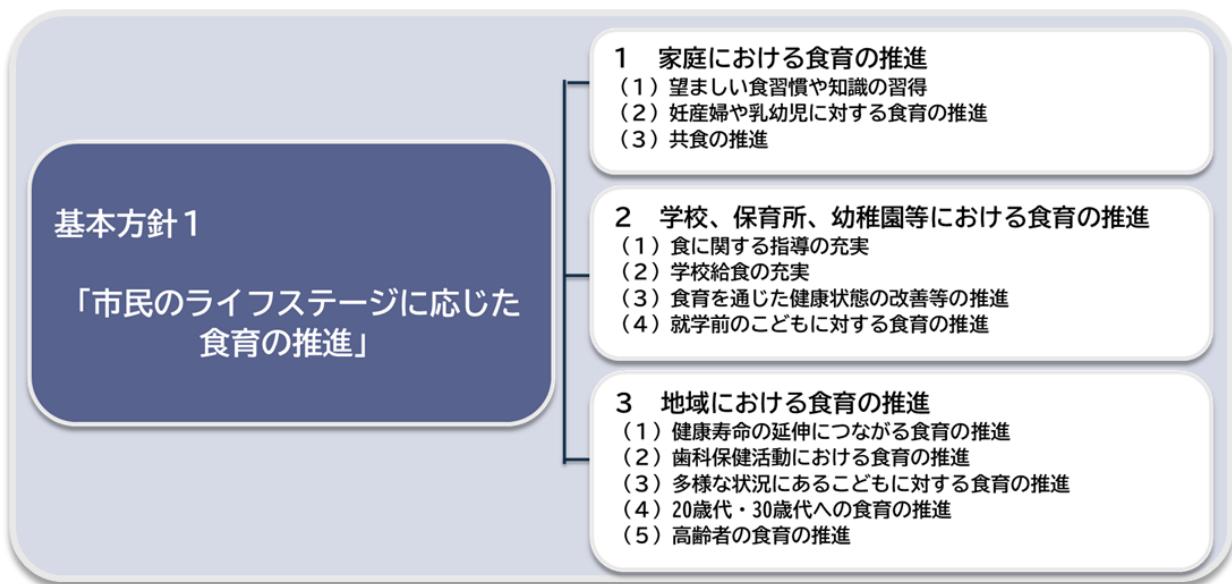
5

第5章

基本施策の展開

第5章 基本施策の展開

1 基本方針と主な取組



【基本施策1】 家庭における食育の推進

こどもの頃からの健全な食生活と生活リズムの形成は、生涯を通じた健康づくりにつながります。市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ家庭において、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。

(1) 望ましい食習慣や知識の習得

- こどもの健全な生活習慣づくりに向けて、早寝早起きと朝食の摂取、バランスのとれた食事、歯磨きの習慣などの指導を行い、生活リズム向上に向けた取組を推進します。
- こどもが実際に自分で料理を作るという体験を増やしていく取組を推進します。
- 「食事バランスガイド」や「三色食品群」等の考え方を活用した食育を推進します。
- こどもの頃から、主食・主菜・副菜を組み合わせ、栄養バランスに配慮した食事を組み立てができる力を伸ばす食育を推進します。
- 市民を対象にした食育に関する講習会等を通して、食生活改善を中心とした健康増進に関する知識を習得し、家庭や地域で実践できる力を伸ばす食育を推進します。

(2) 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

- 妊娠届出時の面談や教室の機会を利用し、妊産婦の望ましい食生活について相談や指導を行います。
- 妊産婦や乳幼児を対象にした教室や相談、乳幼児健診を通して乳幼児期の望ましい生活習慣や食生活について相談や指導を行います。
- 3歳児健診では、食事バランスガイド等を活用して発達段階に応じた望ましい食生活について相談や指導を行います。

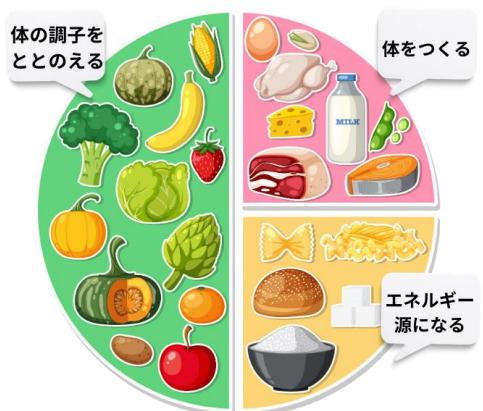


<3歳児健診 栄養相談(個別指導)>

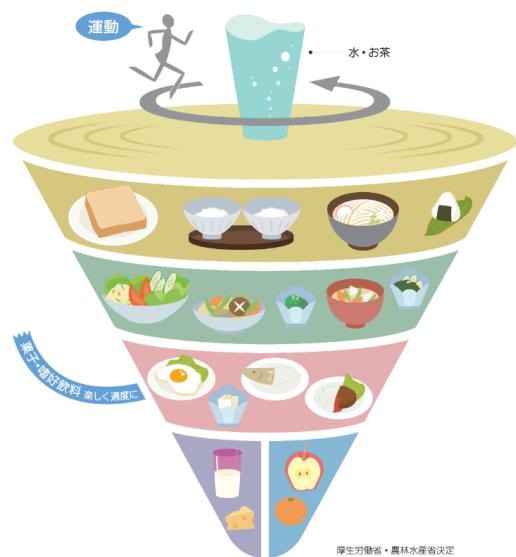
(3) 共食の推進

- 家族との共食を始め、地域のコミュニティーで食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食事を楽しむだけではなく、食の大切さや食事のマナー、食文化を学ぶ機会になるため、共食を通した食育を推進します。

三色食品群



食事バランスガイド



【基本施策2】 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

学校、保育所、幼稚園等は、子どもの成長・発達段階に応じ、基本的な生活習慣を身に付ける場として重要な役割を担っています。

家庭や地域と連携し、子ども達が楽しみながら食に関する知識と食を選択できる力を身に付け、望ましい食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう、給食の時間だけではなく、教科の時間や農林漁業体験等を通した食育の取組が必要です。

(1) 食に関する指導の充実

- 学校では、「食に関する指導の全体計画」を策定し、栄養教諭が中心になり、食育を組織的・計画的に取り組みます。
- 給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送、教材作成・配布等に取り組みます。
- 学校等では、地域の農林漁業者等、食品関連事業者等と連携して、農林漁業の体験や食品の調理に関する体験などの活動を推進します。
- 各施設での給食の展示や給食だより等の食に関する情報提供、未就園児に向けた離乳食試食体験、栄養相談等に取り組みます。



<給食だより>



<青パパイヤの植え付け・栽培・収穫・給食への活用>

(2) 学校給食の充実

- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、十分な給食の時間を確保し指導内容を充実します。
- 各教科等における食に関する指導と関連付けた活用ができるよう献立内容の充実を図ります。
- SDGs の観点から、環境負荷の低減につながる地場産物の活用を促進します。
- 学校給食の一層の充実を図るため、食品衛生管理に関する研修を実施します。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

- 小・中学校において、小児生活習慣病予防健診を実施し、健診結果から指導が必要な児童・生徒の内、希望する親子に対し、結果に基づいた栄養相談を実施します。
- 小児生活習慣病や食物アレルギー、偏食等のある児童・生徒に対しては、望ましい食習慣の形成に向けた個別相談・指導を行います。

(4) 就学前のこどもに向けた食育の推進

- 就学前のこどもが、成長や発達に応じて基本的な生活習慣を身につけ、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等において、家庭と地域と連携した食育に取り組みます。
- 保育所では「保育所保育指針」、幼稚園では「幼稚園教育要領」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、年齢に応じた食育計画を策定し、家庭・地域・関係機関と連携を図り、食育を計画的に取り組みます。
- 「食を営む力」の育成に向け、しっかり噛む習慣と歯磨き習慣の定着に向けて取り組みます。また、食に関する学びの場として給食参観等を実施します。
- 栽培・収穫等を始めとする様々な食に関わる体験や、年齢に応じた調理活動等を実施し、食への関心や進んで食べようとする意欲が育つよう取り組みます。



<玉ねぎの種植え・苗植え・収穫・給食への活用>



<地元食材を活用した献立>

【基本施策3】 地域における食育の推進

市民一人ひとりが、心身の健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進していくことが必要です。生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上で、健全な食生活は欠かせません。

家庭や学校だけでなく、生産者・企業等と連携し、地域の健康づくりにつながる食育に取り組みます。

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

○生活習慣病の予防や改善、健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を推進します。

○高血圧や糖尿病は心疾患のリスクを高めます。本市の健康課題である「高血圧」や「糖尿病」を改善・予防することは、心疾患の予防につながります。特典付き健康づくり教室等の取組を通じて減塩や野菜の適量摂取等生活習慣の改善に向けた取組を推進します。

○生活習慣病重症化予防プログラム（国保・後期）に基づき、糖尿病性腎症、高血圧重症化予防に重点をおいた取組を実施します。

(2) 歯科保健活動における食育の推進

○よく噛んでおいしく食べるためには、口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。そのため、摂食、嚥下等の口腔機能について、乳幼児期の機能獲得から高齢期における機能の維持・向上まで、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。

○80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」や一口30回以上噛むこと目標にした「噛ミング30（カミングサンマル）」の推進等、歯と口の健康づくりのための食育を推進します。



<歯みがき集会（保育所）>

(3) 多様な状況にあるこどもに対する食育の推進

○こどものいる世帯に食事を提供する「とうおん♡ふれあい食堂」の取組を通して、多様な状況にあるこどもに対して、食を通じた交流や働きかけを行います。



(4) 20歳代・30歳代への食育の推進

○20歳代・30歳代は、朝食の欠食率が高く、男性の肥満や女性のやせなどの食生活に起因する課題が多いため、食への関心と理解を深め、自らが食生活の改善に取り組み、健全な食生活が確立できるよう、デジタル等を活用し効果的な情報提供を推進します。

○働く世代の健康づくりを進めるため、管理栄養士の出前講座、情報提供等を行い、健康づくりに取り組む事業所を支援します。

(5) 高齢者の食育の推進

- 高齢者は、咀しゃく能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う摂取量の低下といった課題があり、低栄養・フレイル状態に陥りやすいため、住民主体の通いの場等を活用し、栄養・運動・口腔機能等について健康教育及び健康相談を実施します。
- 各種健康診査受診者に対し、診察相談日（健診結果説明会）で健診結果に基づき、適正体重の維持・低栄養防止について助言・指導を実施します。
- 低栄養状態の高齢者には、個別の栄養相談を実施します。また、高齢者の自立を支援するための地域ケア会議に管理栄養士が参加し、多職種協働により食生活支援に取り組みます。
- 食を通じた交流の機会を活用して、食べることへの意欲や楽しみがもてるよう食育を推進します。

■ライフステージに応じた食育の取組

					妊娠期	乳幼児期	学童・思春期	青・壮・中年期	高齢期		
ポイント	生涯にわたる食育のはじまり	望ましい生活習慣・食習慣の基礎を身に付ける	食の体験を深め、規則正しい生活習慣の定着、自立した生活習慣を実践する。	健全な食生活を実践し、次世代につなげる	健康状態に応じた食生活を実践し、低栄養予防・健康寿命延伸を目指す。						
健やかな「身体」	栄養バランスを考え不足しがちな栄養をとる	様々な食品にふれ、食に関心を持つ	栄養バランスの大切さを知り、主食・主菜・副菜を揃えた食事をとる		1日3食とり、生活リズムを維持する						
	早寝早起き朝ごはんでの生活リズムを作る	早寝早起き朝ごはんで、生活リズムを作る（朝食を食べる）	朝食を食べることを習慣にする		1日3食とり、生活リズムを維持する						
	望ましい体重増加を理解し体重を管理する	身体を動かし、しっかり食べる	適正体重を知り、維持を心掛ける	生活習慣病予防のため適切な運動や食事を理解し実践する		低栄養予防・フレイルの予防を心掛ける					
	よく噛む習慣をつけ、味わって食べる	よく噛んで食べる	よく噛んで食べる大切さを知り、実践する。		口腔機能を維持する。						
	食の安全について正しい知識を持ち、食品を選ぶ		食の安全について正しい知識を身に付ける	食の安全について正しい知識を持ち、食品を選ぶ							
健やかな「心」	楽しみながら、自分や家族のために食事を作る	簡単なお手伝いをする	食事づくりに参加する、自分で食事を作る	楽しみながら、自分や家族のために食事を作る							
	家族と一緒に食事を楽しむ	家族と一緒に楽しく食事をする	家族や友人、地域の人と一緒に食事を楽しむ								
	食事のマナーやあいさつを実践する	食事のマナーを身に付ける	食事のマナーや感謝する気持ちを大切にする	食事のマナーやあいさつを実践し、こどもに伝える							
	行事食や郷土料理を知り、食生活に取り入れる	行事食や郷土料理を楽しむ	行事食や郷土料理を知る	行事食や郷土料理を知り、食生活に取り入れる	経験や知識を次世代に伝える						
健やかな「地域」	旬の食材、東温市産の農産物を食生活に取り入れる	旬の食材を味わう	東温市産の農産物について意識する	旬の食材、東温市産の農産物を食生活に取り入れる	東温市産の旬の農産物を取り入れた料理を作る						
	食品ロス、環境に配慮した食生活を実践する	好き嫌いなく残さず食べる	食品ロス、環境に配慮した食生活を理解し、できることを実践する	食品ロス、環境に配慮した食生活を実践する							

基本方針2

「食に関する社会・環境・文化の整備」

4 生産者・消費者による食育の推進

- (1) 農林漁業体験活動の促進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 環境に配慮した食料生産と消費
- (4) 食品ロス削減に向けた取組

5 食文化の継承に向けた食育の推進

- (1) 食文化の継承の推進
- (2) 学校給食における郷土料理の導入や行事の活用

【基本施策4】 生産者・消費者による食育の推進

食に対する感謝の念を高めるため、農林漁業体験や農林水産物の生産現場に関心や理解を深めることが重要です。農林水産業・食品産業の活動が自然資本や環境に立脚していることから、環境と調和のとれた食育を推進します。

(1) 農林漁業体験活動の促進

- こどもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めるため、農林漁業者と学校等関係機関と連携し、情報提供の強化に取り組みます。
- 体験活動の関心を高めるため、SNS 等様々な媒体を活用し情報提供を推進します。

(2) 地産地消の推進

- 東温市産食材や県内産食材の利用を促進するため、各種イベント等で販売し、PRを行います。
- 地元の食材が入手できる直売所の活性化に取り組みます。
- 地場産物を利用したメニューの開発や、地元野菜の冷凍加工・高温高圧加工等に取り組み、通年で安定した地場産物の活用を推進します。
- 学校給食への東温市産食材の安定供給体制の構築について、関係機関と連携して取り組みます。



(3) 環境に配慮した食料生産と消費

- 有機農業を始めとする持続可能な農業生産について、生物多様性と自然の物質循環を健全に維持し、自然資本の管理や増大させる取組について理解と関心を深める取組を行います。
- 市管理施設で発生した食物残渣を資源として活用し、食品リサイクルの循環を促し、食品ごみの削減に取り組みます。
- 小・中学生に対し、フードマイレージに関する授業を行い、環境負荷の違いを学びながら、地産地消を推進します。

(4) 食品ロス削減に向けた取組

- 食品ロスの約半分が家庭からの排出であることを踏まえ、消費者、事業者、行政等の多様な団体が連携し、「もったいない」という精神で、市民一人ひとりが食品ロスを削減する取組を推進します。
- 食べ残しを減らし、3010（サンマルイチマル）運動の啓発やフードドライブ事業を推進します。



<フードドライブ>



<フードマイレージに関する授業>

【基本施策5】 食文化の継承に向けた食育の推進

ライフスタイルや価値観、ニーズが多様化する中で、「日本型食文化」や家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、地域の活性化や環境負荷低減にもつながり、持続可能な食の実現にもつながります。

(1) 食文化の継承の推進

- 地域に伝わる食文化を料理教室や体験活動を通して、伝統的な食文化を大切にする気持ちを育み、東温市の食文化の継承と普及に取り組みます。

(2) 学校給食における郷土料理の導入や行事の活用

- こどもが早い段階から、伝統的な食文化に興味・関心を持って学習できるよう、学校給食を始めとする学校教育活動において、郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進します。

基本方針3

「新たなライフスタイルやデジタル化に対応した食育の推進」

6 食育推進に向けた環境整備

- (1) 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- (2) 食育推進の人材育成
- (3) 食育月間及び食育の日の普及

【基本施策6】 食育推進に向けた環境整備

健全な食生活の実践には、科学的知見に基づいた合理的な判断を行う能力を身に付け、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択しいくことが必要です。

食に関する国内外の幅広く正しい情報を SNS 等の多様な手段で提供するとともに、学習機会の充実を図ります。

(1) 食品の安全性や栄養等に関する情報提供

- 市民が健全な食生活を実践するために、食品の安全性や栄養に関する様々な情報を、理解し活用できるようホームページ等の様々な媒体で情報提供を行います。
- 食品提供施設への監視事業の協力支援や、食品衛生に関する周知・啓発により食中毒の発生防止に取り組みます。
- 消費者が、食について適切な判断ができるよう、食品表示について普及啓発を推進します。

(2) 食育推進の人材育成

- 「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域で食生活改善に取り組む食生活改善推進員を養成し、また、活動の支援を行い、地域における食生活改善の取組を支援します。
- 生活研究協議会などのボランティア活動を支援します。

(3) 食育月間及び食育の日の実施

- 毎年6月の「食育月間」と、毎月19日の「食育の日」等に、関係機関が協力して、食育推進活動を実施し、市民の食育に関する理解を深める取組を推進します。



6

第6章

食育推進計画の推進体制

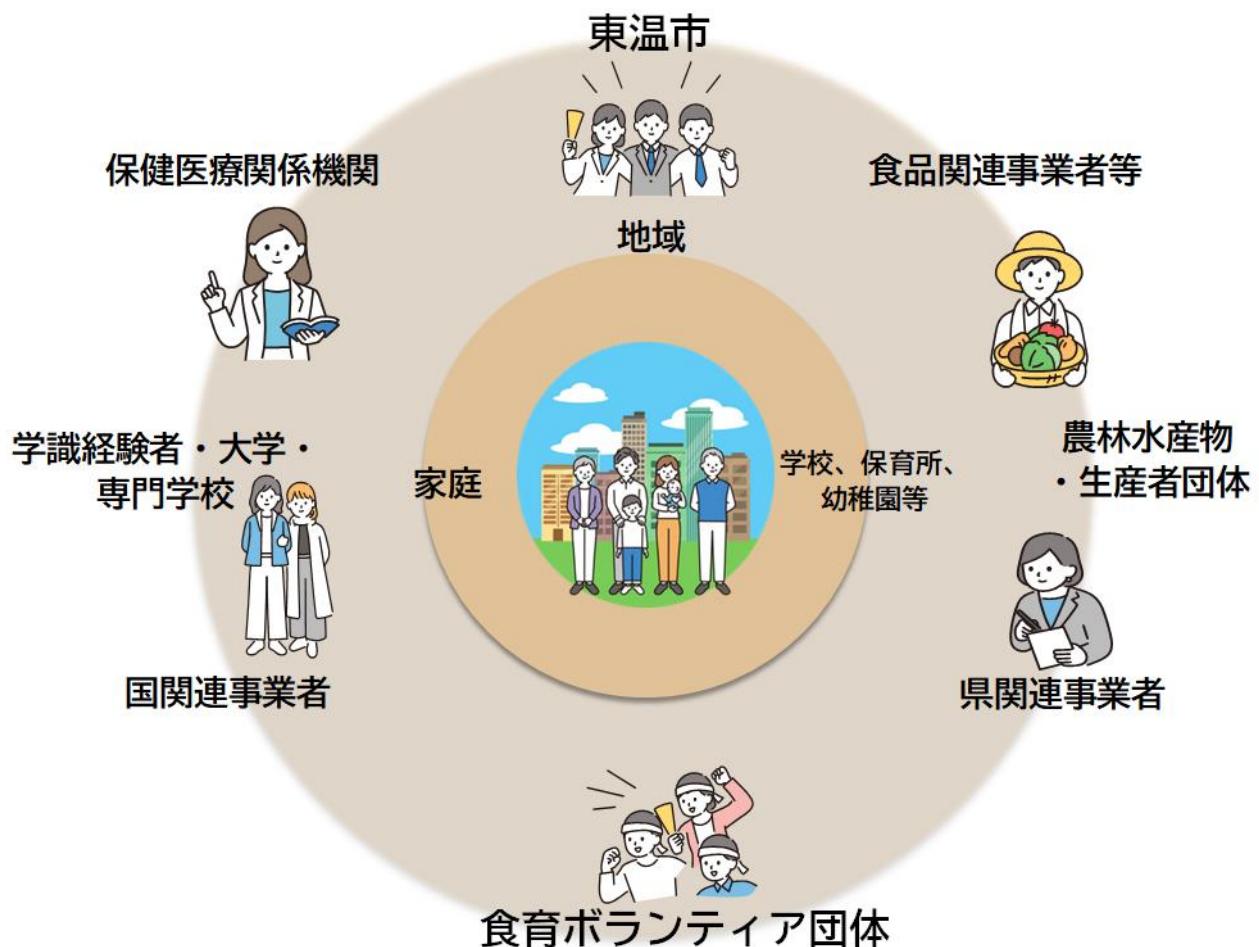
第6章 食育推進計画の推進体制

1 推進体制

食育は、ライフステージに応じて一人ひとりが主体的に取り組む必要があるとともに、多様な関係者、関係団体が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

本市では、食育を健康づくり、子育て支援部門、学校教育や保健・福祉部門、生涯学習部門等と総合的に推進を図る必要があることから、庁内関係機関との連携を強化した推進体制の整備を図ります。

また、広く市民に対し周知・啓発を進め、市民の積極的な食育の取組を促進するとともに、家庭、学校、保育所・幼稚園等、地域など食育に関わる機関・団体と相互に連携して食育を推進します。



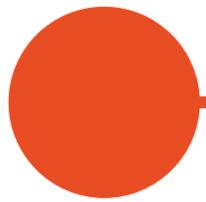
2 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の立案（Plan）、実施（Do）だけではなく、基本理念や目標達成に向けて適切に評価（Check）し、改善（Action）を行っていくことが重要です。

そのため、毎年開催する食育推進会議において、関係各課が実施している取組について、実施状況を取りまとめ、計画の進捗状況を把握し管理します。



資料編



資料編

1 第3次食育推進計画の評価指標

目標指標	計画策定時の値	目標値 (令和6年)	現状値	評価	出典
朝食を毎日食べる市民の割合	88.7% (20歳～79歳)	90%以上	84.0%	D	①
	93.3% (小学5年生)	100%	96.1%	C	②
	91.9% (中学2年生)	100%	88.9%	C	②
緑黄色野菜を毎日食べる人の割合	54.9% (20歳～79歳の男性)	60%以上	46.9%	D	①
	64.2% (20歳～79歳の女性)	70%以上	60.6%	C	①
	68.5% (小学生4・5年生)	80%以上	78.6%	B	②
	80.8% (中学生1・2年生)	85%以上	85.9%	A	②
「食事バランスガイド」等、食生活上の指針を参考に食生活を送っている市民の割合	45.0% (20歳～79歳)	70%以上	31.8%	D	①
バランスのとれた食事（主食+主菜+副菜）をしている人の割合	65.8% (20歳～79歳の男性)	70%以上	63.2%	C	①
	63.8% (20歳～79歳の女性)	80%以上	72.4%	B	①
共食の回数（小学4・5年生）	12.9回 (朝食6.1回、夕食6.8回)	14回	12.8回（朝食 6.0回、夕食 6.8回）	C	②
共食の回数（中学1・2年生）	11.3回 (朝食4.9回、夕食6.4回)	12回以上	10.9回（朝食 4.6回、夕食 6.3回）	D	②
共食の回数（20歳～79歳）	11.2回 (朝食5.2回、夕食6.0回)	12回以上	9.3回（朝食 3.8回、夕食 5.5回）	D	①
学校等における給食で地場産物を使用する割合 【県内産品】	63.1% (食材ベース)	60%以上を維持	99.7%	A	③
学校等における給食で地場産物を使用する割合 【（再）市内産品】	35.2% (食材ベース)	30%以上	66.6%	A	③

目標指標	計画策定時の値	目標値 (令和 6 年)	現状値	評価	出典
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している市民の割合	45.7% (20 歳以上)	50%以上	47.4%	C	①
適正体重の維持に気を付けている市民の割合	54.3% (20 歳～79 歳)	50%以上	67.4%	A	①
低栄養傾向の高齢者の割合（75 歳以上）	29.3% (男性)	減らす	29.6%	C	④
	35.5% (女性)	減らす	45.2%	D	④
東温市産の農産物をよく使う市民の割合	63.3% (20 歳～79 歳)	70%以上	57.5%	D	①
伝統料理・郷土料理を知っている市民の割合	71.3% (20 歳～79 歳)	70%以上	73.3%	C	①
食育に関心を持っている市民の割合	74.4% (20 歳～79 歳)	90%以上	72.5%	C	①
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	55.2%以上 (20 歳～79 歳)	60%以上	68.3%	A	①
食育推進に係るボランティアの数	123 人	200 人以上	122 人	C	⑤

【評価】	【出典】
A 目標に達した	①令和 5 年度食育と健康づくりに関するアンケート
B 目標に達していないが改善傾向	②令和 5 年度食育と生活習慣についてのアンケート
C 変わらない	③地場産物活用状況調査
D 悪化している	④令和 5 年度東温市各種健康診査結果
E 指標又は把握方法が異なるため評価が困難	⑤食育推進計画等に関する調査

1 第4次食育推進計画の評価指標

評価指標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和12年)
食育に関心を持っている市民の割合	73.0%	90.0%
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 (20~39歳)	10.3回（朝食4.3回、夕食6.0回）	週11回以上
朝食を毎日食べる市民の割合(小学生) (20~39歳)	94.4%	100%
よく噛んで食べる市民の割合	73.0%	85.0%
よく噛んで食べる市民の割合 (20~39歳)	67.0%	75.0%
バランスのとれた食事（主食+主菜+副菜）をしている市民の割合 (20~39歳)	69.8%	75.0%
生活習慣病予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩に気を付けた食生活を実践する市民の割合	69.1%	75.0%
学校給食における地場産物・国内産物を使用する割合（金額ベース） 市内産物	34.9%	35.0%
県内産物	65.0%	70.0%
栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の維持	11.4回	12回以上
産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民の割合	64.2%	80.0%
東温市産の農産物をよく使う市民の割合	59.2%	70.0%
環境に配慮した農水産物・食品を選ぶ市民の割合	55.8%	70.0%
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承し次世代へ伝えている市民の割合	20.8%	30.0%
郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている市民の割合	49.1%	55.0%
食品の安全性に関する基礎的な知識を持つ市民の割合	69.9%	80.0%
地域で共食したいと思う人が共食する割合	72.3%	75.0%
食育推進に係るボランティアの数（R6.4.1時点）	122人	増やす
現状値は把握していないが、食育推進のために今後調査する		
1. 野菜を毎日食べる市民の割合	-	80.0%
2. 果物を毎日食べる人の割合	-	65.0%
3. 食品ロス削除に積極的に取り組む市民の割合	-	70.0%

3 東温市食育推進会議条例

平成 24 年 3 月 23 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、東温市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食育推進計画の作成に関すること。
- (2) 前号に定めるものほか、食育の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関する団体の役員又は職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に招集される推進会議の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(推進会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される推進会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 東温市食育推進会議委員名簿

所属団体	委員名	備考
愛媛大学農学部食料生産学科 食料生産経営学コース 准教授	天野 通子	会長
沖縄大学 名誉教授	逸見 幾代	副会長
東温市医師会	石川 純一	
東温市歯科医師会	菅原 啓	
J Aえひめ中央 東温ブロック女性部 部長	河野 陽子	
松山市農業協同組合 女性部	大野 英子	
中予地区食品衛生協会 東温支部	三棟 義博	
東温市学校給食センター 運営委員会	相原 真知子	
東温市食生活改善推進協議会	永井 里美	
東温市P T A連合会	中村 慎太郎	
東温市生活研究協議会	渡部 嬌子	
東温市商工会 女性部	大政 美智子	
東温市商工会 フジグラン重信 店長	宇野 直人	
東温市観光物産協会	吉岡 智美	
東温市農業委員会	渡部 光右衛	
愛媛県中予保健所 健康増進課 健康づくり推進係長	高島 恵	
東温市社会福祉協議会	坂元 愛	

第4次東温市食育推進計画

発行年月：令和7年3月

発 行：愛媛県東温市

編 集：東温市 市民福祉部 健康推進課

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良490番地1

TEL:089-964-4407 FAX:089-964-0064

e-mail : kenkosuishin@city.toon.lg.jp